

## 第3章 犯則事件の調査

### 第1 概 説

#### 1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査の権限は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、監視委員会の設置に伴い新たに設けられた権限である。

犯則事件の調査については、大蔵大臣の権限の委任に基づいて行う証券会社等に対する検査とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与する全ての者に対し行使することができる。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去った物件の検査及び犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第38条の2、金先法第106条）及び裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第38条の2、金先法第107条）がある。

#### 2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第17条、金先法施行令第12条）において定められている。主なものとしては、有価証券報告書等の虚偽記

載、損失保証・補てん、相場操縦、内部者取引などがあるが、具体的には第3表のとおりである。

なお、犯則事件の調査結果は、監視委員会職員から監視委員会に報告されることとなっており（証取法第223条、外証法第38条の2、金先法第119条）、監視委員会は犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第38条の2、金先法第122条）。

第3表 犯則事件の範囲

〔証取法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
5条, 24条等	発 行 者 等	有価証券届出書、報告書等への虚偽記載等（情報開示規定違反）
29条	証 券 会 社 等	免許の条件
47条の2	証 券 会 社 等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
48条	証 券 会 社 等	取引報告書の交付義務
50条の3	証 券 会 社 等	損失保証・補てん等の禁止
157条	何 人 も	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等
158条	何 人 も	相場変動目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止
159条	何 人 も	相場操縦等行為の禁止
161条	取引所会員等	市場秩序を害する過大な数量の売買取引等の制限
163条, 164条	会 社 役 員 等	役員・主要株主の株券等売買の制限等
165条	会 社 役 員 等	役員・主要株主による株券等の空売りの禁止
166条	会 社 関 係 者 等	会社関係者等による内部者取引の禁止
167条	公 開 買 付 者 等 関 係 者 等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
168条	何 人 も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
169条	何 人 も	対価を受けた証券記事等の制限
170条	何 人 も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
171条	発 行 者 等	募集又は売出しに際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
3条	証券会社	免許の条件
17条	証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	証券会社	取引報告書の交付義務
	証券会社等	損失保証・補てん等の禁止

〔金先法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
44条	何人も	相場操縦等行為の禁止
45条	取引所会員	過当件数取引等の制限
57条	金先業者	許可の条件
68条	金先業者	広告の規制
69条	金先業者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
70条	金先業者	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
71条	金先業者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
72条	金先業者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
73条	金先業者	呑み行為の禁止
91条の2	何人も	受託等のための不正行為の禁止
91条の3	何人も	虚偽の相場公示の禁止

## 第 2 犯則事件の調査実績

### 1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、東京証券取引所第一部上場株式に係る相場操縦の嫌疑により、平成4年12月、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対して臨検、搜索及び差押えの強制調査を実施したほか、前記権限に基づき所要の調査を行った。

### 2 告発の状況

上記調査の結果、監視委員会は平成5年5月21日、犯則嫌疑者2名を相場操縦等の事実につき、証取法（平成4年法律第73号による

改正前のもの) 違反の罪に該当するとして、東京地方検察庁に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

有価証券の保有、運用等を目的とする株式会社Aの代表取締役である被告発人甲及び金銭貸付業務等を目的とする株式会社Bの代表取締役である被告発人乙の両名は、Bの不良債権をAに肩代りさせる見返りとして、BよりAに対し巨額の資金を融資し、当該資金により東京証券取引所第一部上場の日本ユニシス株式会社の株式について、その株価の高値形成を図り、同株式を高値で売り抜ける等により、当該肩代りに伴う損失を回収すること等を計画した。

このため、被告発人甲及び乙は、共謀の上、同株式についてその売買取引が繁盛に行われていると他人に誤解を生じさせるとともに、同株式の売買取引を誘引する目的をもって、平成2年秋頃から3年半ばにかけて、東京証券取引所第一部市場において、十数の名義を用い、20数社の証券会社を介して、自己らにおいて売付けを行う一方で、同時に別途買付けを行うことにより、権利の移転を目的としない仮装売買を反復継続するとともに、

- ① 成行及び高指値注文の連続発注により買上り買付けを行い、
- ② 10円刻みの売指値注文発注後自ら買上り買付けを行い、
- ③ 寄付前に10円刻みの買指値注文を分散発注して下値支えを行う等の方法により、一連の売買取引を行い、同株式の株価を2,000円前後から3,000円台後半まで高騰させた。

被告発人甲及び乙の上記行為は、証取法（平成4年法律第73号による改正前のもの）第125条第1項第1号（有価証券の売買取引等が繁盛に行われていると誤解させる等当該有価証券の売買取引等の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、当該有価証券について、その権利の移転を目的としない仮装の売買取引をすることを

禁止) 及び同条第 2 項第 1 号 (有価証券市場における有価証券の売買取引等を誘引する目的をもって、当該有価証券の売買取引等が繁盛であると誤解させ、又は当該有価証券等の相場を変動させるべき一連の有価証券の売買取引等をするを禁止) に違反したものである。

また、被告発人甲については、前記の売買取引の過程において同株式の発行済株式総数の 5% を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかったため、証取法(平成 4 年法律第 73 号による改正前のもの) 第 27 条の 23 第 1 項に違反するとして、上記事実と併せて告発した。